高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 23 年３月 31 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

１．のうち、⑸を削り、⑹を⑸に改める。

１．⑵①イ㈠ヌ）Ａのうち、「なお、当該途中流出前または再流入後に、道東自動車道の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部若しくは全部又は山形自動車道の笹谷インターチェンジと関沢インターチェンジ相互間のみ若しくは湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。」を「なお、当該途中流出前または再流入後に、山形自動車道の笹谷インターチェンジと関沢インターチェンジ相互間のみ又は湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。」に改める。

１．⑵⑧を次のとおり改める。

⑧　仙台東部道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ　軽自動車等

						仙台港	50
					仙台東	100	150
				仙台若林ジャンクション	100	200	250
			名取	100	200	300	350
		仙台空港	200	250	350	450	500
	岩沼	100	250	350	450	550	600
亘理	100	200	350	450	550	650	700

ロ　普通車

						仙台港	50
					仙台東	150	200
				仙台若林ジャンクション	150	300	350
			名取	100	250	400	450
		仙台空港	250	350	500	650	650
	岩沼	100	350	450	600	750	750
亘理	100	200	400	500	650	800	850

ハ　中型車

						仙台港	100
					仙台東	150	250
				仙台若林ジャンクション	150	300	400
			名取	100	250	400	500
		仙台空港	250	350	500	650	750
	岩沼	100	350	450	600	750	850
亘理	100	200	450	550	700	850	950

ニ　大型車

						仙台港	100
					仙台東	200	300
				仙台若林ジャンクション	250	450	550
			名取	150	400	600	700
		仙台空港	350	500	750	950	1,050
	岩沼	150	500	650	900	1,150	1,200
亘理	150	300	650	800	1,050	1,250	1,350

ホ　特大車

						仙台港	150
					仙台東	350	500
				仙台若林ジャンクション	400	750	900
			名取	300	700	1,050	1,200